



発行 税理士法人 **中央総研**  
 桑名市大福 406-1  
 TEL 0594-23-2448  
 FAX 0594-23-3303  
 E-mail: sasaya@cri-sasaya.com  
 URL: http://mie-cri.com



## 与党税制改正大綱「年収の壁」

### 【はじめに】

日曜日の新聞折り込みの「パートさんの求人募集広告」を拝見すると、最近では時給が上がってきています。時給が1,000円を超えないと応募すらありません。我が社も時給を上げたけれども、パートさんが、勤務時間を減らしてきました。と、頭を抱えている社長さんが多くお見えになります。

「年収の壁」ですね。

今月は、この「年収の壁」について、話を進めたいと思います。

### 【「壁」攻防、異例の協議】

2025年度の与党税制改正大綱が、12月20日に決まりました。例年とは異なり、少数与党に転じた自民・公明両党が、野党の国民民主党とも協議しながら、取りまとめてきました。

年収「103万円の壁」の見直しに重点を置き、所得税がかかり始めるラインを30年ぶりに引き上げる方針です。

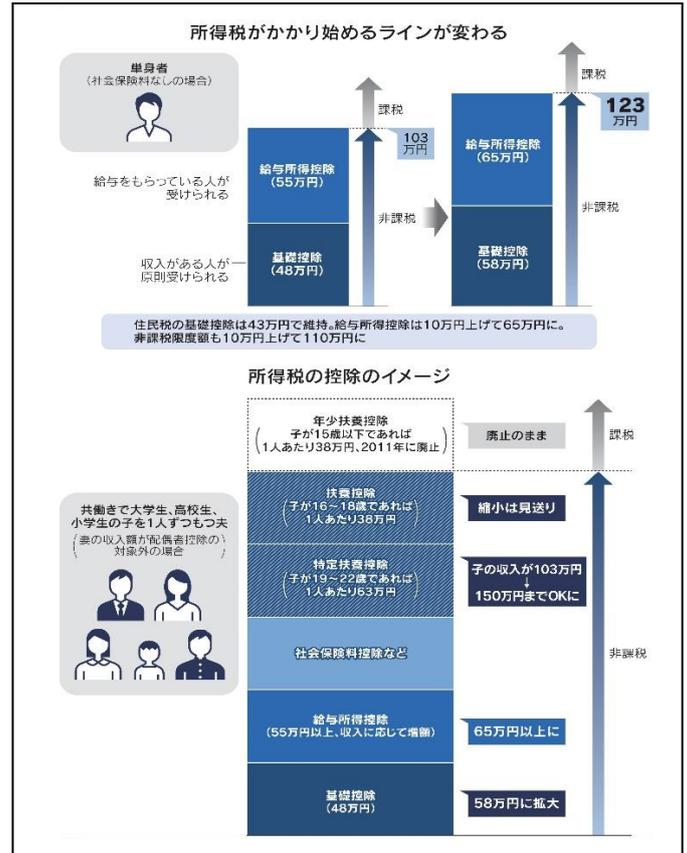
来年1月からの通常国会で関連法が成立すれば、実行に移されます。



(日経新聞より。  
このイラストは良く出来ていますね(笑))

### 【所得税がかかり始めるラインが変わります】

単身者（社会保険料なしの場合）で説明しますと下記のようになります。



### 【中小企業減税】

中小企業の年間所得が800万円以下の部分について、法人税率を15%とする軽減税率を2026年度末まで延長します。原料価格の高騰などで苦しむ中小企業を税制面で優遇し、景気を下支えます。

### 【子育て支援】

住宅ローン減税の優遇措置が1年間延長されます。生命保険料控除は1年間限定で拡充されます。結婚・子育ての資金を一括で贈与する際の非課税特例は2年間継続されます。

### 【ガソリン暫定税率】

政府・与党は引き続き協議する方針です。

### 【防衛力強化】

防衛力強化の財源として、法人税とたばこ税の引き上げを2026年4月から始めます。

《代表社員 笹谷 俊道》

【年末年始のご案内】 12月28日(土)～1月5日(日)までを年末年始休暇とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

デジタル社会の実現化に向けて、国税の分野でも様々な取り組みが行われています。

スマホを用いた個人の確定申告もその一例です。

○スマホ用電子証明書に対応

マイナンバーカード保有者は、マイナポータルアプリから手続きを行い、「スマホ用電子証明書」をスマホに登録することで、マイナンバーカードで利用できるサービスを、スマホだけで完結することが出来ます。

これにより、令和7年1月からは、「スマホ用電子証明書」を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができるようになります。

また、利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能等を利用できるようになります。

○利用の留意点

但し、「スマホ用電子証明書」の利用については、機種によって異なりますので、留意が必要です。

現状、利用することができるのは、Androidのスマホに限定されています。

また、Android端末であっても全ての端末に対応していないため、利用するスマホが対応できるかは、「[デジタル庁 HP の特設ページ](#)」を参照ください。

「スマホ用電子証明書」を登録しているスマホの機種変更や売却、破棄や故障などの理由により当該スマホの利用をやめるときには、当該スマホを用いてマイナポータルアプリから、失効手続きを行います。

利用者自身で、電子証明書を失効させることが、法律上義務づけられています。

失効手続きを行えば、電子証明書が失効し、スマホ内の関連データも削除されます。

適切に失効手続きが行われていない場合には、スマホ内に、「スマホ用電子証明書」が残ったままとなります。

スマホの端末初期化では削除されない為、注意が必要です。

万が一のリスクも考え、確実に電子証明書の執行手続きを行うようにしましょう。

《増田》

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月1日に施行されました。この法律は、フリーランスと取引する全ての事業者が守らなければいけません。

【法律の目的】

○フリーランスの方と企業等の発注事業者の間の取引の適正化

○フリーランスの方の就業環境の整備

【法律の適用対象】

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、 <b>従業員を使用しないもの</b>
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、 <b>従業員を使用するもの</b>

※一般的にフリーランスには、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません

【法律の内容】

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者	義務項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>■フリーランスに業務委託する事業者</li> <li>■従業員を使用していない</li> </ul>	①
<ul style="list-style-type: none"> <li>■フリーランスに業務委託する事業者</li> <li>■従業員を使用している</li> </ul>	①②④⑥
<ul style="list-style-type: none"> <li>■フリーランスに業務委託する事業者</li> <li>■従業員を使用している</li> <li>■一定期間以上行う業務委託である</li> </ul>	① ② ③ ④ ⑤⑥⑦

—義務項目—

①	書面等による取引条件の明示
②	報酬支払期日の設定・期日内の支払
③	7つの禁止行為
④	募集情報の的確表示
⑤	育児介護等と業務の両立に対する配慮
⑥	ハラスメント対策に係る体制整備
⑦	中途解除等事前予告・理由開示

※発注事業者の義務の具体的な内容などは、関係省庁のホームページをご覧ください。

項目①～③→公正取引委員会・中小企業庁

項目④～⑦→厚生労働省（都道府県労働局）

《中保》

【第23回中央総研セミナーのご案内】

開催日時：2025年4月10日(木)（お申込み締切：2025年3月7日(金)）

開催会場：ホテル花水木1階コンベンションホール「花翠の間」